

支援集会を開催 検察が起訴内容の一部変更を申し出るなど、異例づくしの裁判であることがあきらかに

10月16日(日)松本勤労者福祉センターにて、2回目となる支援集会を開催し、県内外から約140名の方にご参集いただきました。



木嶋日出夫弁護士より、改めて2013年12月の「事故」当日、現場で起きたことを時系列で詳細に検証した資料や再現映像が示され、この裁判について説明されました。これにより検察による起訴の内容がいかにも実態と合わない「机上の空論」であるかが浮き彫りになりました。

そのずさんさを弁護団が徹底的に追及し、2015年12月に開かれた第3回公判では、裁判官による検察官への「釈明命令」という異例の展開を見せます。しかし、第4回公判を終えた今年の春になって、裁判官と検察官が全員交代(何かの意図によるものか、通常の人事異動かは不明)。その後の第5回公判(7月)を経て、今度は検察官が起訴内容の一部変更を申し出てくる(9月)など、本当に「異例づくし」のこれまでの経過が振り返って報告されました。

今になって起訴の内容を変えるなど、ここまでして何故裁判を継続するのか。木嶋弁護士は「政府の介護施策から不満の目をそらす起訴だ」と指摘し、参加者からも怒りの声が上がりました。裁判官が変更を認めるのかどうかも含めて、今後の展開やそれを受けた支援活動の方針については、また追ってニュース等でお知らせしていきます。



質問から

Q&A

Q. 示談が成立しているのに、なんで起訴されたの？

A. 民事と刑事は全く別物ということです。一般に民事で示談が成立していても、検察の判断で刑事裁判にかけられるという事はありえることです。加えて、木嶋弁護団長の民医連新聞への寄稿(第1621号2016年6月6日)からの抜粋を以下に掲載します。

いま、介護の現場は大変です。職員の献身的努力によって、なんとかささえられているというのが実態です。政府は、15年4月から介護報酬を2.27%マイナスとする改定を強行しました。このような施策は、施設での転倒事故や誤嚥事故などを増大させ、遺族の方々の不満を高めるでしょう。

警察は、遺族の「代弁者」となることによって、政府に対する不満から目をそらしたい、介護施設全体に対する支配・介入の機会を拡大したいのです。

ここに、本件での警察や検察の性急でずさんな捜査・起訴のねらいが透けて見えます。

.....(以上 抜粋).....

Q. 署名に協力する以外に、私たちにできることは他に何かないのでしょうか？

A. 裁判の傍聴に駆け付けていただく、カンパの協力、支援集会への参加、「勝ち取る会」への入会、などお願いしています。また、このことを知らない人に伝えて広げていただくことがとても大切な支援になります。ぜひ身の回りの方にお知らせください。

会員数 個人：2,412人 団体：382団体

署名到達 88,430筆 (11/7現在)

みなさんから寄せられたカンパは弁護団費用・全国全県支援活動・資材作成 などにあてさせていただきます。

署名のご協力に感謝いたします

引き続きよろしくお願ひします